

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	平成30年12月6日（木）午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	佐藤 茂	副委員長	松本 正美
	委員	板倉 浩幸	委員	飯田 雅広
	委員	石原 裕介	委員	戸谷 裕治
	委員	高阪 康彦		
欠席委員	なし			
会議事件 説明のため 出席した者	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	総務部長	岡村 智彦	総務部長兼 総務課長	浅野 幸司
職務のため 出席した者	議長	奥田 信宏	議事会長 事務局長	小島 昌己
	書記	飯田 和泉	主任	戸崎 智信
付託事件	議案第48号 蟹江町表彰条例等の一部改正について			

○委員長 佐藤 茂君

それでは、どうもすみません、時間がちょっと早いようですけれども、皆さんおそろいになっておりますので、総務民生常任委員会、始めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、座って進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されております案件は1件でございます。慎重に審査をよろしくお願いいたします。

それでは、審査に先立ち、町長より挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○町長 横江淳一君

挨拶した。

○委員長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるよう、よろしくお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第48号「蟹江町表彰条例等の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○総務部長 岡村智彦君

補足説明のほうはございませんので、ご審議のほどお願いいたします。

○委員長 佐藤 茂君

ありがとうございます。

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

○委員 板倉浩幸君

ちょっと伺いますけれども、今回表彰条例の一部改正ということで、平成26年に地方教育行政の法律が変わったのかな、それに伴いの常勤の特別職の教育長を表彰条例に上げることなんですか、これって今までは教育長はなかったんですか。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

ご質問でございますけれども、今まで教育長は一般職、常勤の一般職のお取り扱いでございますので、町長や副町長と同じような特別職ではございませんでしたので、この規定には

ないというところでございます。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

そうすると、教育長だけは一般職で、今回法律の改正で特別職になったということなんですか。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

今回の法律の改正が26年6月20日に公布されて、27年4月1日施行というところでございますけれども、石垣教育長の任期が30年9月30日と。前の法律では4年の任期でございまして、9月30日で新たな、任期中は従前の法律を適用することになりますので、30年10月1日以降は新しい法律というところでございます。

今回、これに変わりました、教育長の新教育長のお取り扱いといたしまして、常勤の特別職となったというところでございますので、今回、教育長の表彰の関係のところもこの中に入れ込んだというところでございます。

ご質問の内容ということで、前のお取り扱いはどうかということなんですけれども、とりあえず教育委員会のほうの中で委員長が教育長を任命するというところではございまして、通常の今の一般職と申し上げましたけれども、厳密にいうとちょっと通常の私どもの一般職とは違うような形でございます。

今回、この法律の改正の一番趣旨、大きなものは、教育行政における責任体制の明確化というところでございますので、しっかり今回の新法のところで首長が教育長を直接任命して、責任の明確化するというような趣旨の法律改正でございます。

以上でございます。

○委員 戸谷裕治君

そうしますと、今の石垣教育長の場合は、今までの任期は加算されるということだね。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

今回この条例案の附則の第2項のところ、従前の、前の教育長の在職期間の計算については、その分についても加算するというような内容の規定のほうを盛り込んでおります。

以上でございます。

○委員 戸谷裕治君

そうしますと、石垣さん以前の方々というのは、別にもう何もさかのぼってということはないということで。今回のここから始まるということだね。

○委員 板倉浩幸君

ちょっと確認ね。そうすると、今回、初めて9月議会のときに新教育長ということで任命されたんですけれども、石垣教育長が。

そうすると、前の教育長はこういう表彰というのは全くなかったということで理解してお

けばいいんですか。

○副町長 河瀬広幸君

ほとんど教育委員会委員として在職していましたので、それは任期中12年たつと一般職の多年在職者の表彰がありました。それまでの教育委員の表彰でした。教育長はそうでしたんですが、今回の改正によって、町長が任命権をもって教育長を任命しているので、今回、新たな任命権者として町長が任命し、それで特別職の私と同じような順位の一つの町政功労者としての表彰をするということが決まったわけです。

それに附則として、今まであった教育長の前教育長については、加算権利なしということになりますので、今の教育長から特別職として、町政功労者の表彰の対象になるということになりますので、そういう形になります。

○委員 高阪康彦君

今、一般職から特別職になるということで、例えば表彰条例が表彰対象に昨年までなかったんだけど、あるようになったんだけど、このほかにも例えば待遇的に一般職から特別職になったということで、何か変わるようなことは。教育長が待遇的に、例えば給料が高くなるとか、そういうのはないんだろうけれども、ほかにそういうようなことがあれば、ちょっと聞かせてほしいんだけど、なければ。

ただ、名前が、名前というんじゃない、位置が変わるだけなのか。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

もともと教育長という職はございまして、教育委員会の中のいろいろ事務方のトップというふうなお取り扱いですけれども、今回の法律改定で教育委員長という今まで任命権者がいらっしまったんですが、それがちょっとなくなった関係で、もう教育委員会の事務の全権を教育長が首長の任命を経て持たれるということですので、非常に重くというか、責任の明確化になってまいりますので、しっかり教育委員会のほうを束ねていただくという意味で、ちょっと意味合いが変わってくると。

そのほかの委員のご質問で、待遇面等々については、従前と同じようなしっかりとした重き職だということですので、特に変わらないということになります。

○委員 戸谷裕治君

変わらないの、本当に。特別職の例えば、特別職だったら退職金とかさ、どうなっていくの。町長とかの場合は1期ごとにやると。特別職になるとそういうことが起こってくるの。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

特別職の退職手当金については、1回任期が終わると、そこで一応終わりというか、切りという形になりまして、また新たにというところの積み上げでございまして、私どもの一般職につきましても、これはもうずっと在職中のところの経験年数、在職年数で加算する形になりますので、すみません、特にそこら辺は変わらないということは認識しておりますけ

れども。

○委員長 佐藤 茂君

一応、私のほうに声をかけてくださいね。よろしく。

ほかにはないですか。

他にございませんでしょうか。

(なしの声あり)

それでは、他に質疑がないようでございますので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の方の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようでありますので、討論を終結して、原案のとおり決することに異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、異議なしと認めます。したがって議案第48号「蟹江町表彰条例等の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日付託されました案件につきましては全て終了しました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任いただきますようよろしくお願いいたします。

これで総務民生常任委員会の審査を終わります。

どうもありがとうございました。

(午前9時10分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 佐藤 茂